

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度

対象税目：法人税
(国税)

① 措置を講じる
背景・課題
(政策目的)

- 生活衛生同業組合は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、国民の生活に密接に関係のある生活衛生関係営業（飲食業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業等）について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図るために業種ごとに各都道府県に一つ組織できるとされている。
- また、法第56条の2に基づき厚生労働大臣が定める業種ごとの振興に関する指針の内容を具体化するものとして生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合（以下「組合等」という。）は、法第56条の3に規定する振興計画を策定し、これに基づいて営業者の営業の振興を図るために必要な事業を行っている。
- 一方で、生活衛生関係営業者の大部分は中小零細事業者であることから、個々での衛生水準の維持向上（営業者の衛生管理の技術向上や衛生施設の衛生水準の向上）を図るには限界がある。
- そのため、組合等（非出資組合を除く。）においては、振興計画に基づき行う事業として、税制上の措置を活用しながら共同利用施設整備を促進することで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図ると併せて、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上につなげることが重要である。

当該措置の政策体系
における位置づけ

- 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
 - 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること
 - 施策目標4-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
- 【政策体系】
政策：生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化及び生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上
施策：生活衛生同業組合の組合員における経営の健全化
事業：生活衛生同業組合等における共同利用施設の整備

② 現行制度の概要

根拠条文：租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第44条の3、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の6
創設年度：昭和55年度
適用期限：令和9年3月末
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有・無】【事後：有・無】

- 組合等（非出資組合を除く。）が振興計画に基づく共同利用施設（一の共同利用施設の取得価額が400万円（建物にあっては、650万円）以上のものに限る。）を取得した場合、当該取得価額の6%の特別償却が可能。

減収額

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
金額（千円）	0.0	0.0	0.0	54.0	0.0	244.0	0.0

政策目的である「生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化」及び「生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上」を図るためには、現場の実情や業種毎の特性に応じたきめ細やかな対策を現場レベルで行う必要がある。

一方、生活衛生関係営業者の大部分は中小零細事業者であり、個々で衛生水準の維持向上を図るには限界があることから、組合等が本税制を活用することにより共同利用施設を導入し、それをもって、事業や施設の共同化を図ることで、個々の生活衛生関係営業者の費用負担を軽減させることが不可欠である。

また、組合等が導入した共同利用施設については、組合員に対して積極的に活用を促すとともに、継続的に事業内容の充実を図ることで、より実効性を高めることができる。

(政策目的に関する政策手段)

○税制

組合等は、国が定める振興指針に基づく振興計画を策定し、厚生労働大臣の認定を受けることができるが、組合等が当該計画に基づき実施する事業において、税制上の措置を活用しながら共同利用施設整備を促進することで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上につなげる。

○融資

組合等に対する低利での貸付制度を株式会社日本政策金融公庫に措置することで、共同利用施設の整備を促進する。当該貸付制度は、衛生施設の衛生水準を高めるために必要な設備資金や、経営改善のために必要な運転資金、組合等が振興計画に基づき実施する事業に係る資金を低利で貸付を行う、資金繰りのための支援策となっている。

○国庫補助

組合等による、組合員の共同事業や共同利用施設の整備の検討や衛生規制の遵守・衛生水準の維持・向上等のために必要な研修や広報等に関する事業の実施を補助するものである。

○法令

国、都道府県等は、各業に係る法律（食品衛生法、理容師法、美容師法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法等）等により、国内の公衆衛生を確保していくために生活衛生関係営業者に衛生規制を遵守することを求めている。

(他の政策手段との関係・役割分担)

○ 各業に係る法律等によって組合等が遵守すべき衛生規制を示しており、日本政策金融公庫による融資制度によって衛生水準の維持向上に資する共同利用施設の購入資金の調達を支援するとともに、共同利用施設税制によって共同利用施設を導入した後の組合等における経営を支援することで、共同利用施設の整備を促進する。さらに、国庫補助制度によって組合の共同事業や共同利用施設の整備の検討や組合員による衛生規制の遵守、衛生水準の維持・向上等に必要な研修や広報等の事業の実施を支援することで、組合員の衛生水準の維持・向上及び経営の健全化を図る。

生活衛生事業者は小規模事業者が多く、その経営基盤を安定させ、ひいては地域における生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図るためには、税制を含むこれらの政策手段により多角的に支援する必要がある。

③ アクティビティ

④ アウトプット

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
件数	0	0	1	0	1	0
適用額（千円）	0.0	0.0	284.6	0.0	1,284.3	0.0

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○特別償却制度が適用されることにより、組合等による共同利用施設の導入が促進され、当該共同利用施設を活用することで、より実効性の高い事業の実施が可能となることから、組合等における積極的な事業の実施につながる。
⑤ 短期アウトカム	○共同利用施設を利用した事業の充実。 指 標：共同利用施設税制で導入した施設・設備を利用した事業の実施回数 目標値：共同利用施設導入前と比較して、事業の実施回数が増えること
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○組合等が共同利用施設を活用して実施する事業が充実することで、共同利用施設を利用した事業者の営業に係る経費を削減するとともに、事業者が提供する製品やサービスの質の向上につながる。
⑥ 中期アウトカム	○共同利用施設を利用した事業者の経営基盤の安定・強化及び衛生水準の維持向上。 指 標：共同利用施設を利用した事業者における経営の質が向上した事業者の割合 目標値：共同利用施設導入前と比較して、事業者の経営の質が向上すること
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○共同利用施設を導入した組合が管轄する地域（都道府県）の事業者における経営の質が向上することにより、当該地域全体における業の振興につながる
⑦ 長期アウトカム	○共同利用施設を導入した組合が管轄する地域（都道府県）における業の振興。 指 標：共同利用施設を導入した組合における振興計画の達成率 目標値：共同利用施設導入前と比較して、振興計画の達成率が向上すること

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
短期指標：業界団体を通じた調査	実際の活用状況を指標に用いることで、直接的な効果を把握するため
中期指標：業界団体を通じた調査	共同利用施設を利用した事業者における経営の質の向上率を指標に用いることで、制度の影響が及ぶ範囲を的確に捉えた効果を把握するため
長期指標：振興計画の実施状況の達成状況	共同利用施設税制を導入した組合における振興計画の達成率を指標に用いることで、組合が管轄する地域全体に対する効果を把握するため

分析手法

短 期：組合等に対して共同利用施設の活用状況を確認し、導入前後の事業の充実度を分析する。

中 期：組合等を通じて、共同利用施設を利用した事業者に対して経営の質の向上に関連する調査を実施し、その変化を分析する。

長 期：国の定めた振興指針に基づいて組合等が作成する振興計画における達成状況を調査し、地域における業の振興に及ぶ影響を総合的に分析する。

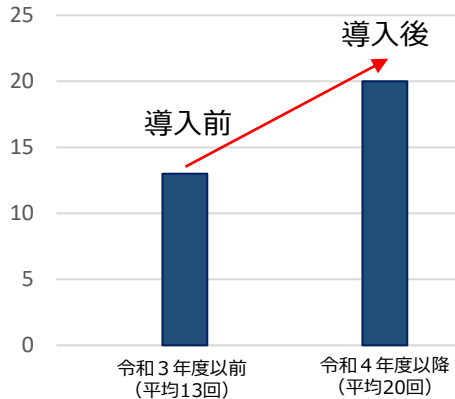
共同利用施設の導入事例（令和4年度生活衛生同業組合（美容業））

《整備概要》

- ・組合が所有・運営する建物における会議室の整備（組合員等が講習会・研修会で使用）。
- ・共同利用施設の導入にかかった費用は、474万円

短期アウトカム：共同利用施設税制で導入した施設・設備を利用した事業の実施回数

共同利用施設の導入前後における研修等の開催数の推移



※業界団体を通じた調査結果

【分析結果】
共同利用施設を設置した令和4年度以降、研修等の実施回数が増加した

中期アウトカム：共同利用施設を利用した事業者の経営基盤の安定・強化及び衛生水準の維持向上

共同利用施設を利用した事業者に対する調査

（調査票イメージ）

共同利用施設を利用前後における調査

事業者名 _____

問1 利用回数は何回ですか
 1回 2回 3回 4回 5回以上

問2 利用時期はいつですか
 今年 1~2年前 3~4年前 5~6年前 7年以上前

問3 利用前後で経費の削減はありましたか
 あった どちらともいえない なかった

問4 利用前後で営業における製品やサービスの向上はありましたか
 あった どちらともいえない なかった

問5 今後どのように活用したいか希望はありますか

【対応方針】

※共同利用施設を導入した令和4年度以降の状況について調査を実施予定

長期アウトカム：共同利用施設を導入した組合が管轄する地域（都道府県）における業の振興

各組合等において、厚生労働大臣が定める業種ごとの振興に関する指針の内容を具体化した「振興計画」（5カ年計画）を策定しており、4カ年終了時に計画の自己評価を行っている。評価項目の中に、「衛生水準の維持向上」及び「経営基盤の安定・強化」に関連する項目が含まれている。

振興計画の実施状況の達成率

区分	割合
「概ね達成している」以上	88%

【対応方針】

令和4年度末時点において、振興計画の自己評価結果（令和4年度末時点）について、「概ね達成している」以上の回答が全体の88%であった。
※次回の評価は、令和9年度末に実施する予定。

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○共同利用施設を導入することにより、研修等の実施件数が増加していることから、組合の活動が活発になっている。	○今後、共同利用施設を利用した事業者に対して、経営の質の向上に関連する調査を実施し、共同利用施設の導入前後における変化について把握する。	○今後、各都道府県に設置された生活衛生同業組合等が策定した振興計画の令和9年度末の評価の結果を踏まえて判断する必要がある。（振興計画は5年に1回の見直しにより策定される）

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○生活衛生関係営業全体に効果を波及させるためには、一部の地域の取り組みに留めず、より多くの組合において実施する必要がある。	○今後、共同利用施設を利用した事業者に対して実施する経営の質の向上に関連する調査結果を踏まえて検討する。	○振興計画の令和9年度末の評価結果を踏まえて検討する。

③ 政策効果等	○本税制措置の活用により軽減される納税相当額分のキャッシュフローの改善につながることから、組合等における設備投資が促進され、当設備を活用した事業が積極的に実施されることにより、国民生活に密着した生活衛生関係営業の個々の事業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上が図られる。		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○生活衛生同業組合等に対する低利での貸付制度を日本政策金融公庫に措置することで、共同利用施設の整備を促進する。また、生活衛生関係営業の振興等を図るために行う事業に対する補助金による支援により、生活衛生関係営業の活性化を図っている。本税制措置の活用とあわせて、生活衛生関係営業へのより大きな複合的な効果を生み出す。		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	○対象資産の見直し等を含め、より実効性の高い措置となるよう検討を行う。		
-----------	-------------------------------------	--	--

主担当部局 : 健康・生活衛生局生活衛生課
 共管担当部局 : 無